

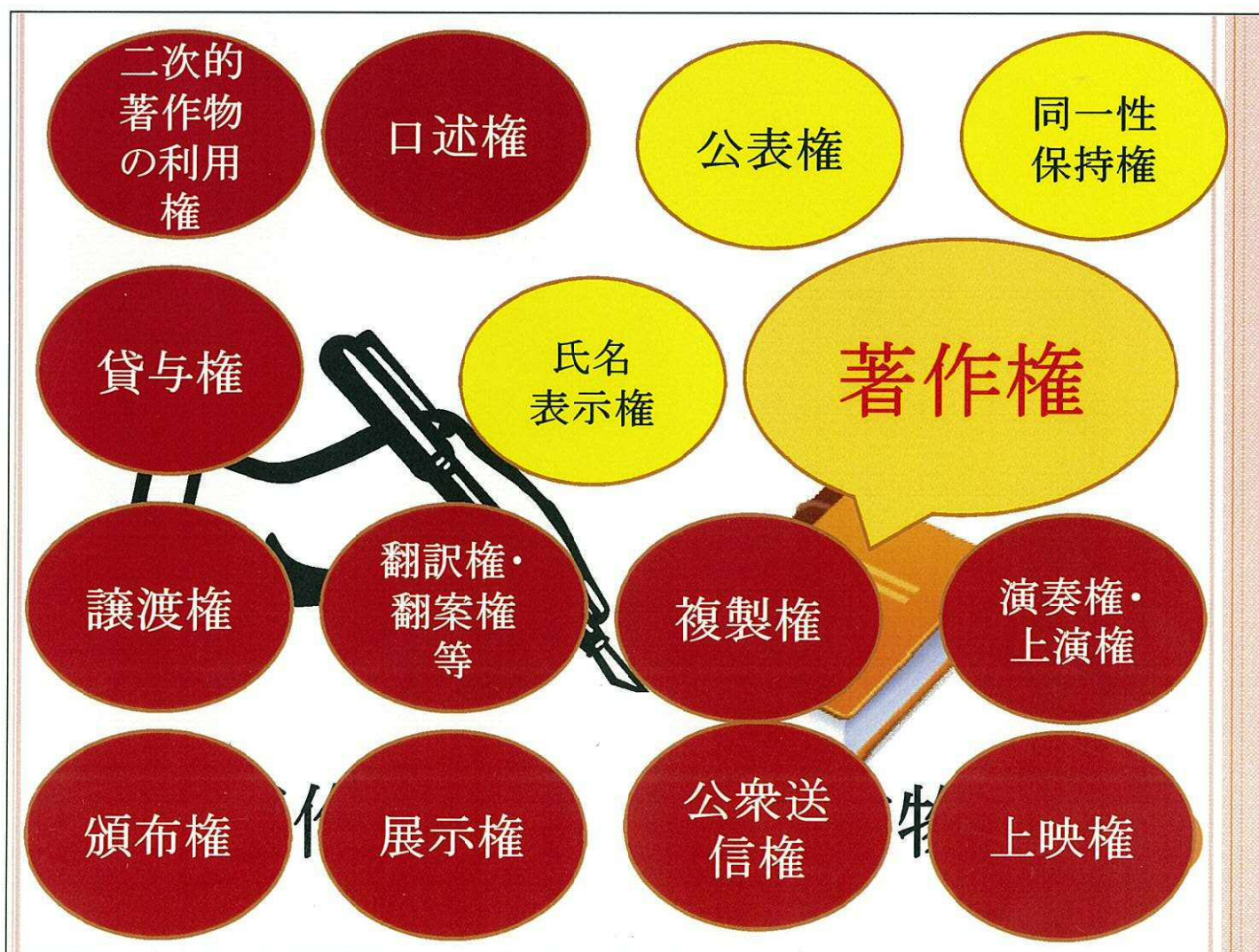
第5回Library +

# 著作権って？(教育・研究編)

平成27年11月13日(金)

18:00～

図書館事務室  
千葉 基弘







著作者人格権

財産権としての著作権



著作者 ≠ 著作権者

著作権者





## zh - Publisher copyright policies & self-archiving

One journal found when searched for: 0941-1291

Journal: [Surgery Today](#) (ISSN: 0941-1291, EISSN: 1436-2813)

RoMEO: This is a RoMEO green journal

Paid OA: A paid open access option is available

- Author's Pre-print: ✓ author can archive pre-print (ie pre-refereeing)
- Author's Post-print: ✓ author can archive post-print (ie final draft post-refereeing)
- Publisher's Version/PDF: ✗ author cannot archive publisher's version/PDF

**General Conditions:**

- Author's pre-print on pre-print servers such as arXiv.org
- Author's post-print on author's personal website immediately
- Author's post-print on any open access repository after 12 months after publication
- Publisher's version/PDF cannot be used
- Published source must be acknowledged
- Must link to publisher version
- Set phrase to accompany link to published version (see policy)
- Articles in some journals can be made Open Access on payment of additional charge

Mandated OA: Compliance data is

Paid Open Access: [Open Choice](#)

Copyright: [Self-archiving policy](#)

Updated: 16-May-2014 - [Sugg](#)

Link to this page: <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

Published by: [Springer Verlag](#) (Ge)

For: Japan Surgical Soc

Guidance: *Please see the list of*

**Green**

著者の査読前の論文でも著者の査読後の論文でもリポジトリで保存(公開)してよい

**Blue**

著者の査読後の論文のみ可能 (出版社版の利用も可能)

**Yellow**

著者の査読前の論文のみ可能

**White**

リポジトリへの保存を認めない

### 国内学協会 SCPJ

<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

### 海外出版社 SHERPA/RoMEO

<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

岩手医科大学リポジトリ  
Iwate Medical University Repository

岩手医科大学リポジトリのご利用にあたって  
データの複製 (印刷・ダウンロード等) は、調査研究・教育または学習を目的とする場合のみに限ります。

Language: 日本語

インデックスリスト

- 本学関連誌 [2668件]
- コンテンツタイプ別 [1328件]
- 医学部 [865件]
- 歯学部 [1251件]
- 総合基礎講座 [640件]
- 薬学部 [22件]
- 教養教育センター [169件]
- 医歯薬総合研究所 [37件]
- 附属病院 [0件]
- その他 [338件]

お知らせ

2015.10.20 「ニュース・広報」を更新。  
2015.7.27 Med選集 No.6発行。

メニュー

- トップページ
- 岩手医科大学リポジトリ運用指針
- 登録について
- Q & A
- ニュース・広報
- 講習会
- お問い合わせ
- めいのお部屋

リンク

学内リンク

- 岩手医科大学附属図書館
- 岩手医科大学

外部リンク

- IAIRO (機関リポジトリポータル)

著作権ポリシー

- 国内学協会 (SCPJ)
- 海外出版社 (SHERPA/RoMEO)



著作物を利用する場合は、著作権者から  
許諾を得ることが必要！

でも...

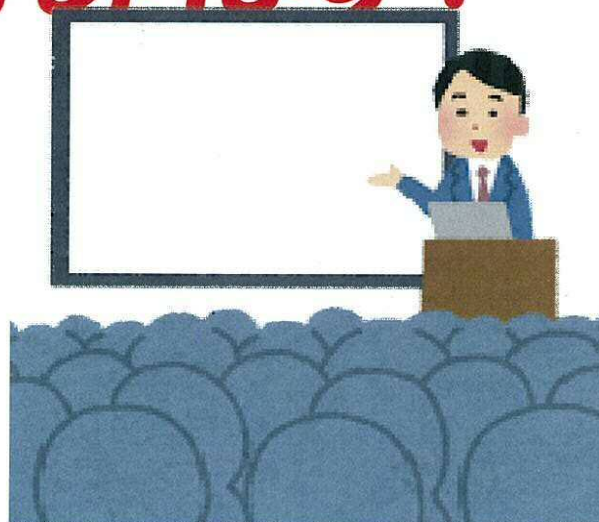


既存の著作物



ルールを守れば

著作権者に無断で利用し  
てもよい場合があります！

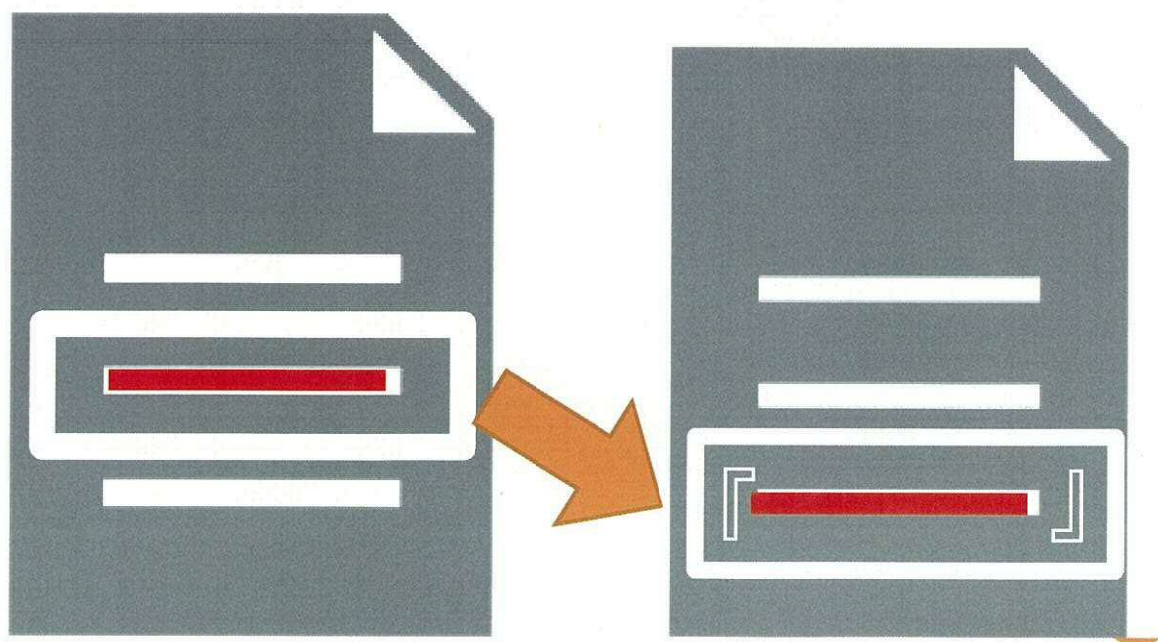




**私的に使用**するために他人の作品  
を複製(コピー)する。 【30条】



発表用資料や論文の中で他人の作  
品を「**引用**」して利用。【32条第1項】

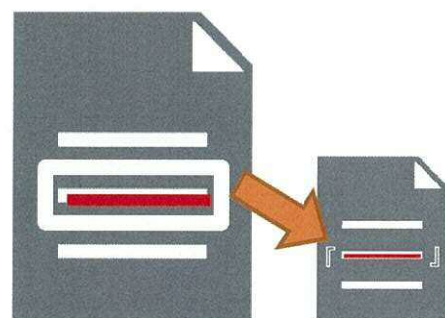




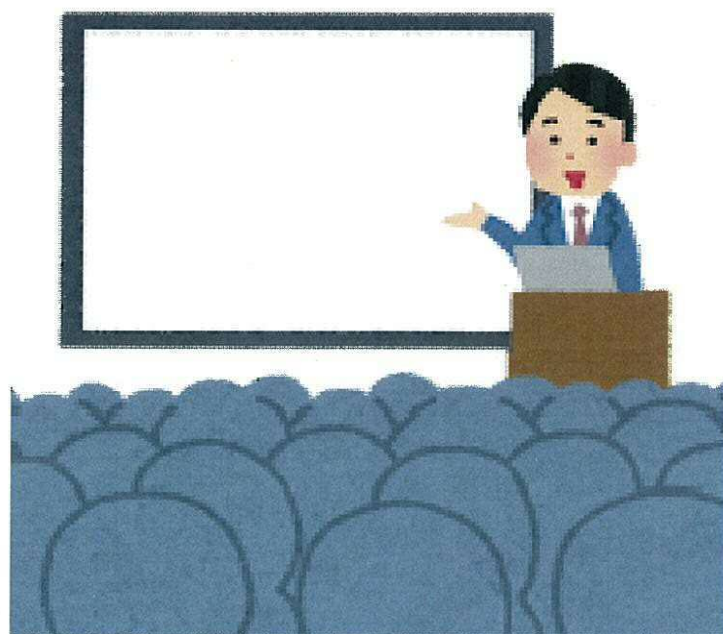
# 発表用資料や論文の中で他人の作品を「引用」して利用。【32条第1項】

- ①既に公表された著作物であること
- ②「公正な慣行」に合致すること
- ③報道、批評、研究などのための「正当な範囲」
- ④引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確
- ⑤カギ括弧などにより「引用部分」が明確
- ⑥引用を行う「必然性」があること
- ⑦「出所(典拠・出典)の明示」があること

- ↓
- 引用部分が明確である
  - 自分の著作部分が主体である
  - 引用しなければならない必要がある
  - 出典が明示されてある



**教員及び学生**が、**授業の教材**として  
使うため他人の作品を複製(コピー)  
し、配布する。【35条】





Q1 講義用スライドおよび配布資料として教科書等の図表を使用する場合、行ってもいけないことまたは行わなければいけないことを具体的に詳しく知りたいです。

- 「授業」で講義資料として教科書等の図表を用いることができます。
- その場合に、行わなければならないことですが、使用する範囲は授業に必要な最小限の部分であること、また典拠(出典)を明記する必要があります。

図書:「書名、作品名、著作者名、出版社名、発行年、該当頁数」

雑誌:「掲載紙誌名、記事・論文名、著作者名、発行年月日、該当頁数」

を図表の脇に記載することになります。

※『授業』の範囲としてはクラスでの授業の他に、総合学習、ゼミ、実験・実習も含まれます。

Q1 講義用スライドおよび配布資料として教科書等の図表を使用する場合、行ってもいけないことまたは行わなければいけないことを具体的に詳しく知りたいです。

- 『授業』とはいえない場合には、教科書等の図表を著作権者の許諾なしに用いることはできません。
- 授業中に使用した”教科書等の図表を用いた”講義資料であっても、Webclassのようなインターネット上に公開することや学内LANサーバに蓄積することはできませんのでご注意ください。
- このような講義資料を配布するのは1クラス50名程度が目安とされています(コピーしたものを大量に配ることは認められない)。

《参考》

学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン  
[http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)



Q2 学会発表等で背景の説明時などに他の論文のFIGURE(図表)を使用したい時に具体的にどのような点に気をつければいいのか、またはどのような場合は使用してはいけないのか詳しく知りたいです。(パワーポイントでの発表時およびポスター発表の時どちらも)

- 『引用』といえるかということだと思われます。
- 他の論文のFigure(図表)を学会発表に使用したいとのことでしたので、引用部分とそれ以外が明確ですので、あとは典拠(出典)を明示する必要があります。

パワーポイントでの発表の場合には同じスライド内に記載を、ポスター発表の場合にはFigureの脇に記載するか、参考文献を最終部分に掲載される場合には"参考文献5より引用"というようにFigureの脇に記載するとよいと思われます。

Q3 講義のプレゼンに図書館の図書の図をスキャンして使用しても良いですか？

- 「授業」中だけに使うのであれば、スキャンして使用してもよいです。
- その場合には、必要最小限の範囲であること、典拠(出典)を明示する必要があります。
- ただし、スキャンは使用する本人が行い、スキャンしたデータは他の人にコピーしたりネット上にあげたりすることはできません。



#### Q4 スマートフォンやタブレットによる板書の撮影について

- 授業内容の板書をノートに書き写す行為も写真を取る行為も複製にあたりますが、自分自身で使う場合には「私的使用の範囲内」として著作権法上は問題ありません。
- しかし、それを友人に転送したり、ネット上にアップしてはいけません。
- ただし、授業を妨げるような行為には注意しましょう。「カシャ」という音により授業が妨げられることから議論があります。  
同様に図書館での撮影も静かな環境で利用したい人に迷惑がかかるため図書館の管理上認めていません。

#### Q5 RESEARCHGATEという研究者のためのSNSがあり、研究者自身が研究成果をアップロードしてセルフアーカイビングできるようですが、これは著作権的に大丈夫ですか？

- 自分が執筆した論文のアーカイビングとはいえ、雑誌に掲載されるにあたり学会、出版社に著作権が渡っている場合が多いことから査読前の論文、査読後の著者最終稿、出版社版、どの段階の論文をアップロードしてよいのか、それともできないのかの許諾確認が必要になります。
- もし、許諾がとれたならば、是非本学の機関リポジトリへの登録もお願いします。
- ちなみに、明らかに違法だと分かる場合にはダウンロードしないほうがよいでしょう。  
(出版社がセルフアーカイブを認めていない”出版社版”が公開されている場合など)



Q6 オープンキャンパス等の模擬授業で第三者の著作物をテキストや資料として配布することは著作権上で問題がありますか？

- 在学生以外への模擬授業は、指導要領あるいは大学設置基準に基づく『授業』ではありませんので、第三者の著作物を利用するのであれば通常の著作物利用として著作権者の許諾を得る必要があります。

Q7 大学のEラーニング教材(講義風景を教室の後ろからビデオ取りし、編集を加えた映像をサーバーに蓄積し、オンデマンドで配信する場合)の著作権はどうなりますか？

以下の権利が誰にあるかを明確にする必要があります。

- 自著のテキスト:複製権(21条)
- 講義者の音声:口述権(24条)
- 学生の音声:口述権(24条)
- 第三者著作の資料:第三者の著作権(21条(引用であれば不要))
- ビデオ撮影:録音権及び録画権(91条)
- 編集に関わる権利(90条の3)
- オンデマンド送信に関わる権利:送信可能化権等(92条から94条の2)

著作権以外に肖像権(パブリシティー権)についても配慮が必要です。教員が他大学へ移動した場合や、1度完成した教材を編集する場合のことも視野に入れることが必要です。

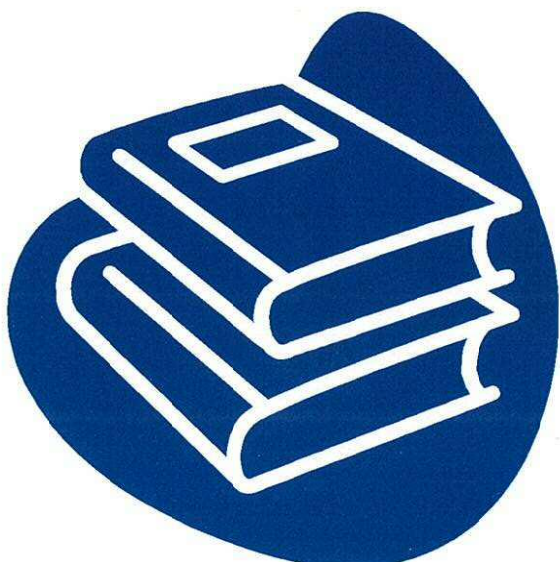


Q8 試験の過去問や講義ノートのコピーを取ることに問題はありますか？

- 授業の試験問題やレポート課題の内容、いわゆる「過去問」などを、それらを作成した著作者である授業担当教員の許諾なく、公開することは著作権侵害になります。
- 同じように、講義の内容を書いた授業ノートにも、板書した教員や、工夫して書いた学生に著作権が発生します。
- こうしたものを著作者の許諾なく、勝手に複製したり配ったりすることは著作権侵害になります。



ご清聴ありがとうございました。



問合せ先

図書館事務室

Mail

[tosho@j.iwate-med.ac.jp](mailto:tosho@j.iwate-med.ac.jp)

